

# 令和5年4月1日採用 市職員募集！

採用予定…①保健師 2人程度

②司書 1人程度

受験資格…①昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人、または令和5年3月31日までに当該免許を取得見込みの人

②平成5年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人で、司書の資格を有する人、または令和5年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人

試験日時…9月18日(日) 午前10時～

試験場所…市役所本館

1次試験(択一式) …①専門試験

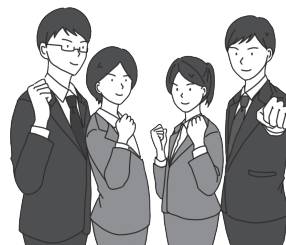
②教養試験

申し込み…市ホームページの申し込みフォームから申し込みください。

※詳細は市ホームページをご確認してください。

<https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/jinji/boshu/syokuinsaiyou/index.html>

問い合わせ…人事課 ☎587-6088、FAX587-4033



市ホームページ

## 野洲市LINE公式アカウントの友だち追加をお願いします！

市公式アカウントでは、イベント情報や暮らしに役立つ情報を配信します。友だち追加と簡単な受信設定で、市政情報のほかにも気象情報や災害情報、不審者・交通情報等、自分が欲しい情報を受け取ることができます。ぜひご利用ください。



友だち追加方法…

LINEアプリを起動し、以下のいずれかの方法で友だち追加をしてください。

- ・LINEアプリ内「公式アカウント」から「野洲市」と検索し、友だち追加
- ・友だち追加画面のID検索で「@yasu\_city」を入力して検索し、友だち追加
- ・専用アプリなどで右の画像を読み取り、友だち追加



友だち追加はこちら

問い合わせ…広報秘書課 ☎587-6037、FAX586-2200

## コンビニ交付 一時停止の お知らせ

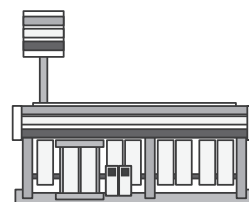
9月2日(金)は、システム保守点検のため、コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付を一時停止します。

不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

停止時間…午前9時30分～11時30分

問い合わせ…市民課 ☎587-6086、FAX586-3677

税務課 ☎587-6040、FAX587-2439



10月診療分から

## 子どもの医療費助成制度（通院医療） の対象範囲を拡充します！

市では、子育て世代のさらなる経済的負担の軽減を図るため10月診療分から助成の対象範囲を小学6年生まで拡充します。

なお、小学4年生～6年生の対象者には8月中旬に受給券交付にかかる申請書を送付します。申請書の提出を確認した後、10月1日より使用できる受給券を送付します。

また、小学1年生～3年生の対象者には9月下旬に新たな受給券を送付します。

**対象**…小学1年生～6年生（平成22年4月2日～平成28年4月1日生まれの人）

**助成内容**…保険診療内の一部負担金（3割）の全部または一部を現物給付にて助成します。

**自己負担金**…▽外来／1診療報酬明細書当たり500円（院外調剤分は除く）

▽入院／なし

また、入院医療費については中学生まで助成しています。償還払にて助成しますので、領収書、保険証および通帳（支給を受けた場合は、高額療養費支給決定通知書および附加給付支給決定通知書も）を持参の上、保険年金課で申請してください。

※他の事由により福祉医療費助成制度の受給者（ひとり親家庭、重度心身障害者等）となる人や生活保護を受けている人は、その制度が優先されるため対象となりません。

※学校の管理下によって生じた怪我や疾病により治療が必要となった場合は、災害共済給付制度を優先して利用してください。

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177



市ホームページ  
医療費助成制度の拡大



市ホームページ  
福祉医療費助成費助成制度  
(小・中学生)

事前告知!

## 令和5年度 入所（園）一斉申し込み ～ 保育所（園）・認定こども園・幼稚園 ～

令和5年度から入所（園）を希望される場合は、9月1日に申込書類（入所・入園のしおり）を各所（園）、こども課、市民サービスセンターに設置しますので、ご確認ください。

募集児童数や申し込み要件などの詳細は、「広報やす」9月号および「しおり」に掲載します。市ホームページにも掲載します。

**保育所（園）（小規模保育園含む）・認定こども園（保育園部）**

受付期間…10月3日(月)～8日(土) 午前9時～午後5時

※8日は午後4時まで

受付場所…市役所本館1階会議室

**幼稚園・認定こども園（幼稚園部）**

受付期間…10月3日(月)～7日(金) 午後2時30分～5時

受付場所…入園を希望する各幼稚園・認定こども園



問い合わせ…こども課 ☎587-6052、FAX586-2176



# 新型コロナウイルスワクチン接種情報



このお知らせは7月7日現在のものです。今後、国からの通知により変更する場合があります。

## ★4回目集団接種の予定

接種日程…	接種日	受付時間
	8月20日(土)	午前10時30分～正午、午後1時30分～4時
	24日(水)	午前10時30分～正午、午後1時30分～3時

接種会場…イオンタウン野洲

※接種には予約が必要です。予約方法は接種券に同封のチラシをご確認ください。

### ご注意ください!

市の集団接種会場は8月で終了予定です。  
集団接種終了後も個別接種実施医療機関にて接種が可能です。直接実施医療機関までお申し込みください。



市ホームページ  
個別接種実施医療機関

※新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間は令和4年9月30日までとなっています。接種を希望する人はご注意ください。

問い合わせ…ワクチン接種推進室 ☎588-5007、FAX586-3668、Eメール wakuchin@city.yasu.lg.jp

## ひとり親家庭の皆さんへ

### 児童扶養手当現況届の手続き

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の人は、手当の支給・停止を問わず、毎年8月中に「児童扶養手当現況届」の手続きが必要です。この届は、毎年8月1日における受給者の状況を調査し、児童扶養手当を引き続き受ける要件にあるかどうかを確認するためのものです。

対象者には通知しますので、8月中に必要な書類等を持参の上、必ず本人がご来庁ください。

提出期間…8月1日(月)～31日(水) 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日は除く）

※以下の期間は、休日・夜間受付を行います。

▽休日受付／8月21日(日) 午前8時30分～午後5時15分

▽夜間受付／8月22日(月)～26日(金) 午後7時30分まで

#### 重要

この届の提出がないと11月分以降の手当が受けられません。  
また2年間提出がないと手当を受ける資格がなくなります。

### ご注意ください!

児童扶養手当の受給開始から5年を経過する等の要件に該当する人は、一部支給停止適用除外の届け出が必要です。届出書（緑色の用紙）を同封しますので、現況届の手続きとともに8月中に提出してください。原則8月中に提出がないと、手当額が1/2になります。提出期限までに必要書類が提出されず、手当額が1/2となった場合は、提出期限後に提出されても、提出された月からの適用となり、それ以前の手当額は元の手当額には戻りませんので、ご注意ください。

提出・問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176

# 児童手当のお知らせ

児童手当受給者等の所得等の審査を行っています。

審査の結果、手当月額や受給者が変更となる場合、もしくは手当の支給を受けられなくなる人については、その対象者のみ通知書を送付します。変更のない人へは送付しませんので、10月の定期支払い前に送付する支払通知書で振込金額を確認してください。

※「現況届」の提出が必要であるにも関わらず未提出の場合は、提出があるまで手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 手当月額が変更となる人

受給者の前年中の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として、中学校修了前の児童1人につき月額5,000円が給付されます。

### 【所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

※扶養親族が4人を超える場合は1人につき38万円を所得制限限度額に加算します。

※令和3年中の所得を審査します。所得には一定の控除があります。

## 受給者が変更となる人

現在の受給者よりも配偶者の所得が多い場合で、生計を維持する程度の高い人が配偶者であると判断できる場合などは受給者の変更をお願いすることがあります。

## 手当の支給を受けられなくなる人

受給者の前年中の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当の支給を受けることができません。

### 【所得上限限度額】

扶養親族等の数	所得上限限度額
0人	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円

※扶養親族が4人を超える場合は1人につき38万円を所得制限限度額に加算します。

※令和3年中の所得を審査します。所得には一定の控除があります。



問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176

## 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 所得状況届提出のお知らせ

所得状況届は、毎年8月1日における受給者の所得状況の調査を行い、8月分～翌年7月分の手当を引き続き受給できる要件を満たしているかを確認するためのものです。

対象者には、8月上旬に通知しますので、通知書に記載のものを持参の上、届出を行ってください。

※提出がない場合は、8月分以降の手当は支給できません。  
※2年間提出がない場合は手当を受ける資格がなくなります。

提出期間…8月12日(金)～9月12日(月)

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日は除く)

提出・問い合わせ…障がい者自立支援課 ☎587-6087、FAX586-2177

